

(2) 年間計画

事 項	実 施 時 期												備 考
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
鳥類の卵の採取等及びヒナの違法捕獲取締り	←			→			←	→					随 時
飼養鳥類の違法捕獲及び無登録飼養取締り	←											→	
狩猟取締り（狩猟時間及び人家等に向けての矢先不確認取締り、銃猟禁止場所での取締り、禁止猟具及び猟法を用いての捕獲等取締り、無登録者の取締り、狩猟禁止場所での取締り等）								←				→	
狩猟道德の向上の指導								←				→	随 時 随 時 随 時 随 時
許可捕獲における違法捕獲取締り	←											→	
鳥獣の加工業者に対する立ち入り検査	←											→	
鳥獣の販売業者に対する立ち入り検査	←											→	
猟具販売業者に対する立ち入り検査	←											→	随 時

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

現在、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等の鳥獣による農林水産業等への被害は、捕獲数が増加しているにも関わらず、依然として厳しい状況にある。さらに、ツキノワグマ等、一部の獣類が住居集合地域等の人の生活圏へ出没することによる生活環境被害にも留意する必要がある。

一方で、生息・生育環境の悪化等による地域個体群の維持が危ぶまれている種が生じており、希少種保護や生態系保全にも適切な対応が求められている。

また、鳥獣の保護及び管理の重要な担い手である狩猟者については、高齢化等に伴い減少しており、その確保が必要な状況となっている。

これらを踏まえ、野生鳥獣の種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害防止を基本とし、関係者が連携し、鳥獣保護管理事業を実施していく。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等の狩猟に係る各種規制制度を必要に応じて実施する。また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、柔軟に対処する。

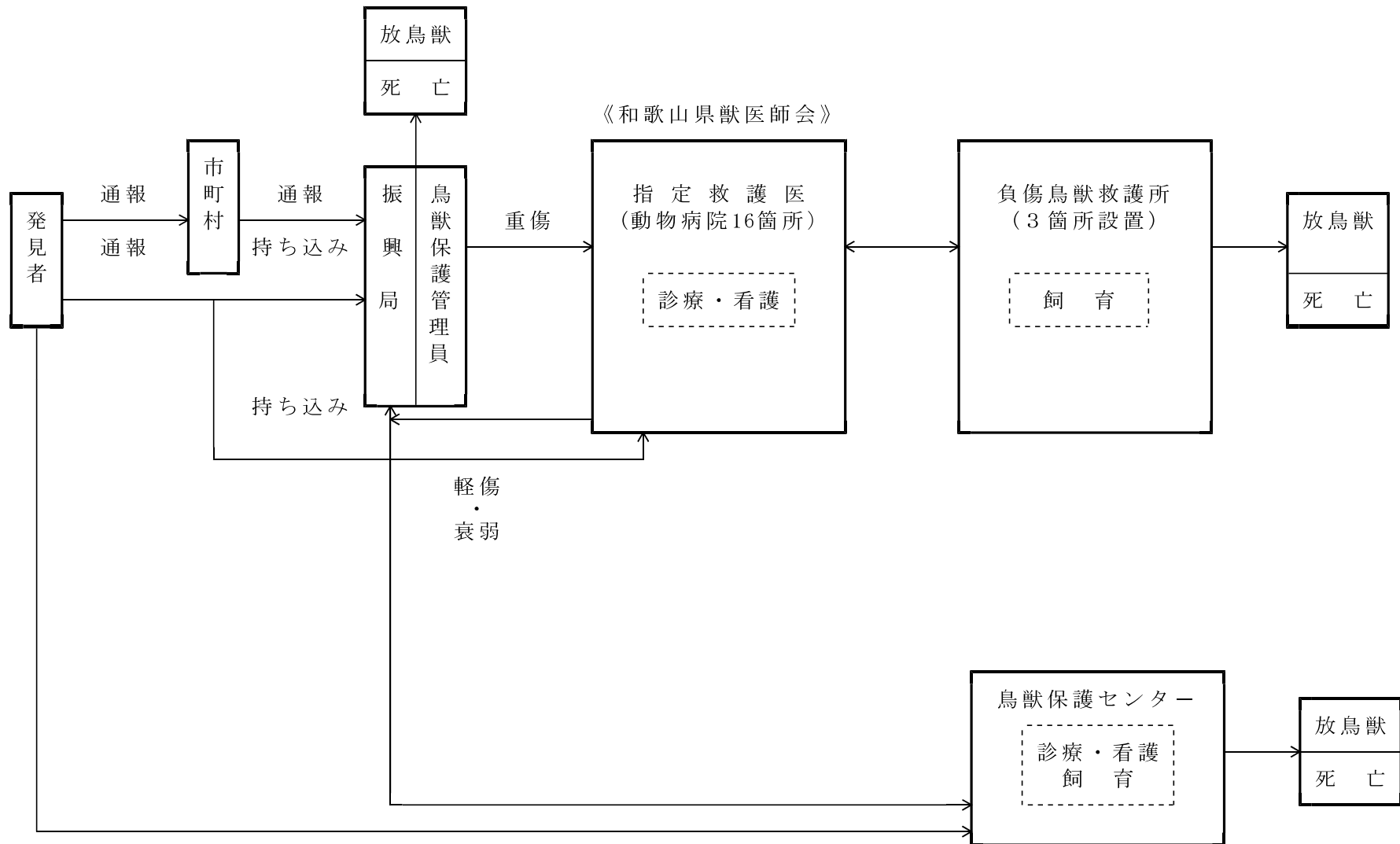
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

傷病鳥獣の救護については、県獣医師会、救護所の協力を得ながら、鳥獣保護センターを中核的な位置づけとし、機動的に保護収容及び介護を行い、傷病鳥獣の救護への取組を行う。油汚染事件等により、一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合の救護については、傷病野生鳥獣救護医等の協力を得て、迅速な対応を図る。また、巣立ち途中のひなを傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、野生鳥獣の無用な保護の防止について、広報媒体等を通じて積極的な普及啓発を図る。

なお、鳥獣は、山野等にあつて、専ら他の生物を補食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、鳥獣の死も生態系の重要な要素となっている。

このような考え方を踏まえ、救護対象については、原則として、人との関わりによって負傷等したものを対象とし、野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣は救護の対象としない。

なお、傷病野生鳥獣を放鳥獣する場合は、発見救護された場所周辺で放鳥獣することとし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。



4 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、野生鳥獣や家きんなど主に鳥獣の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、発生した場合に備えて、国や県内の関係機関との連絡体制を整備するとともに、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等、適切な対応を行う。

なお、野鳥のウイルス保有状況調査の実施にあたっては、国が作成した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき適切に実施する。

豚熱などその他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握に努めるほか、必要に応じて関係部局が連携し、県民への情報提供等により家畜等への感染予防に努める。

さらに、新規狩猟免許取得者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関して啓発する。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

ア 方針

鳥獣に対する県民の認識を深め、自然保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間行事を中心とした各種行事を積極的に推進する。

なお、普及啓発を円滑に進めるため、必要に応じ市町村、学校及び関係団体との連携、協力を図りながら実施する。

イ 事業の年間計画

事業内容	実 施 時 期												備考
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
愛鳥週間行事 広報活動 野生生物保護実績発表大会		←→											随 時

ウ 愛鳥週間行事等の計画

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスター原画募集 (小、中、高等学校及び特別支援学校) 愛鳥週間ポスター展示会	同 左	同 左	同 左	同 左
その他	県民の友等による広報活動 報道機関による広報	同 左	同 左	同 左	同 左

(2) 安易な餌付けの防止

ア 方針

鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進し、その際には、以下の点について留意する。

(ア) 餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。

(イ) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。

餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行うこと。

(ウ) 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

イ 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
餌付け防止の普及啓発	←											→	広報	一般県民

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置、狂犬病予防法に基づく登録・予防注射など、関係法令を遵守し適切に管理することを所有者に徹底させる。

(4) 野鳥の森等の整備

愛鳥思想普及啓発の場として、護摩壇山森林公園の利用度の向上に努める。

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
護摩壇山 森林公園	昭和63年度 ～ 平成11年度	田辺市龍神村 五百原	329ha	観察施設	遊歩道等 延長14,329m 総合案内所 253㎡ 林間広場 3,000㎡ 観察スポット 5箇所 休憩施設 3箇所	野生鳥獣保護思想 の高揚、観察を通 じた普及啓発、探 鳥会、研修会、自 然散策	

(5) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

愛鳥モデル校の指定は、教育委員会と協議し、指定予定校の意見を尊重し、指定する。

イ 指定期間

原則として5箇年とする。

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校に対し、野鳥及び愛鳥活動事例の情報提供や、探鳥会等への講師紹介など、必要に応じて助言を行うことにより、愛鳥思想の普及啓発を図る。

エ 指定計画

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	7		7	4		4	0		0	0		0	0		0
中学校	3		3	3		3	0		0	0		0	0		0
その他の学校等															

(6) 法令の普及徹底

ア 方針

鳥獣に関する法令のうち、野鳥の違法捕獲等が後を絶たない状況にあるため、密猟が行われるおそれのある場所を濃密に巡回するほか、野鳥の飼養制度と併せて広報し、県民への周知徹底を図る。

また、狩猟による事故の防止や狩猟に関する規制について、関係機関と連携を密にして指導や取締り、講習会の実施により狩猟者の資質の向上を図る。

イ 年間計画

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣の捕獲等並びに飼養に関する規制	←											→	広報 現地取締、 立入検査	一般県民 密猟者、飼養関係者、小鳥店
狩猟に関する法令				←		→							免許試験、 更新講習	免許試験受験希望者、免許更新者
狩猟の事故防止								←				→	現地取締	狩猟者
狩猟捕獲禁止区域の規制								←				→	現地取締	狩猟者